

公益財団法人宮崎県暴力追放センター
令和5年度事業計画書

（自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日）

第1 事業活動方針

公益財団法人宮崎県暴力追放センター（以下「センター」という。）の設立目的実現に向けた事業の定着化を図るとともに、暴力追放のための広報啓発活動と暴力追放相談活動等を重点とした事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除活動の活性化を図る。

第2 事業内容

1 暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業（公1）

(1) 相談・助言事業

① 常勤相談委員による面接相談及び電話相談受理活動

面接相談：毎週月～金（祝祭日を除く）午前9時30分から午後4時30分
電話及び電子メール相談：隨時

（休日及び17時15分以降は留守番電話、メール相談も受理）

- ・暴力相談専用電話（フリーダイヤル0120-184-893）
- ・電子メール相談（soudan@m-botsui.or.jp）

② 弁護士等による相談活動

暴力追放相談委員（弁護士・少年指導委員・保護司）の助言・指導を得て、迅速・適格な解決を図る。

③ 宮崎県民暴研究会との連携による暴力相談活動

センター・宮崎県警察・宮崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会の3者で構成する「宮崎県民暴研究会」との連携により、民事・刑事両面による暴力相談活動の推進及び早期解決を図る。

(2) 少年保護活動事業

① 暴力団の影響排除活動

暴力団の影響を受けている少年を把握した場合、早期に警察・少年指導委員・暴力追放推進員等と綿密な連携を図り、関係者に対する助言・指導等適格かつ必要な措置を講ずる。

② 青少年を暴力団から守る活動

学校等において、生徒又は学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けることがないようにするための必要な教育が行われるよう学校や警察との連携を深め、講習や資器材の提供等必要な措置を講ずる。

(3) 暴力団離脱更生促進事業

① 更生援助活動

ア 暴力団からの離脱希望者を把握した場合は、警察及び関係機関・団体と連携し、具体的な更生指導を含めた離脱援助活動を行う。

イ 暴力団からの離脱妨害が予想される場合は、離脱希望者の保護と妨害行為の排除等について警察と綿密な連携を図る。

② 社会復帰援助活動

ア 「宮崎県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」「協定協議会」と連携し、離脱者の就職指導を促進し、更生援助を行う。

イ 警察本部に配置されている「社会復帰アドバイザー」と綿密な連携を図り、真に離脱希望者の意向を反映したきめ細かな支援を行う。

(4) 被害者救済事業

① 被害者見舞金の支給

暴力団等の犯罪に伴う傷害、殺人事件等の被害者等に対して、規程に定める見舞金を支給する。

② 無利息貸付けの実施

暴力団事務所の撤去及び損害賠償請求等の訴訟費用、物的被害修復費、契約解除費用、入院治療費等について、規程に定める無利息貸付けを行う。

2 暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業（公2）

(1) 広報啓発事業

① 宮崎県地域安全大会「安全で安心なまちづくり県民のつどい」の共催

宮崎県及び警察等と共同して「安全で安心なまちづくり県民のつどい」を開催し、県民の暴力団排除意識の高揚と暴力団排除活動の促進を図る。

② 広報資料の配付

全国暴力追放運動推進センターが発行する広報資料及びセンターにおいて作成した広報資料等を研修会等の参加者に配布するなど、暴力団排除意識の高揚を図る。

③ 広報機関を活用した効果的な広報啓発活動の実施

広報媒体及び各種機関・団体の広報紙（誌）等を効果的に活用して、暴力団排除意識の高揚を図る。

④ ホームページによる暴力団に関する情報等の提供

センターのホームページを活用して、センターの活動内容及び暴力団情勢や対応要領等に関する情報を提供する。

⑤ 電子メール、FAX等による暴力団等に関する情報の提供

電子メールやFAX等を活用し、賛助会員に対して暴力団等による不当要求の手口や被害事例等の情報を提供する。

⑥ 暴力追放のための視聴覚教材の活用

センターが保有する研修ビデオ・DVD等の視聴覚教材を希望する事業所等に貸し出し、対応要領の習得や暴排意識の高揚を図る。

⑦ 暴力追放運動功労者・団体等の表彰

暴力追放運動に尽力した個人及び団体、センターの業務に対する支援等多大な功労が認められるものについては、規定に基づき積極的に表彰する。

(2) 民間暴力団排除団体等への支援事業

① 不当購読要求一斉拒否運動の実施

宮崎県民暴研究会及び各地区暴力団等追放協議会と共同して、反社会的勢力からの機関誌等の不当購読要求に対する一斉拒否対策を推進する。

② 事業所等における暴力団対策研修会への参加

事業所及び地域・職域団体が開催する研修会等に積極的に参加し、暴力団の現状や対策及び対応要領等に関する指導・教養を実施する。

③ 行政対象暴力対策研修会への協力

暴力団等による行政機関を対象とした不当要求行為の実態や対応要領等に関する公務員研修会に積極的に関与、協力する。

④ 暴力追放活動の支援

ア 住民による暴力追放運動への支援

暴力追放運動を積極的に展開している地域等に対して、積極的な支援を行う。また、指定暴力団等の事務所の使用により、付近住民等の生活や業務の平穏が害されることを防止するため、暴力団事務所付近住民等からの委託を受けた場合には、使用差止請求訴訟の原告となり、訴訟を提起する。

イ 暴力団排除モデル地区への支援

暴力団排除モデル地区に対し、広報資料・資器材等を提供するなど、暴力追放運動の一層の定着化・活性化を図る。

ウ 資器材の提供

事業所や各種団体に対し、当センターが保有する暴力追放運動用のタスキやのぼり旗等の資器材を提供するなど、活動を積極的に支援する。

(3) 少年指導委員に対する研修事業

少年指導委員に対し、暴力団の現状や少年に対する暴力団の影響排除要領等について、警察と連携して実践的な研修を実施し、少年を暴力団から守る活動の強化と協力体制の確立を図る。

(4) 不当要求情報管理機関への援助事業

「宮崎県証券警察連絡協議会」・「宮崎県銀行警察連絡協議会」等の総会及びに運営委員会に参加し、現状説明や情報交換等を行うなど活動を支援し、連携強化を図る。

(5) 調査・研究事業

① 民暴研究会における調査・研究活動

センター・宮崎県警察・宮崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会の3者で構成する「宮崎県民暴研究会」を開催するとともに、九州ブロック民事介入暴力対策会議及び全国会議等に出席して、県内及び全国の暴力団情勢、民事介入暴力の実態や対処方法等を把握し、センターの事業に反映させる。

② 都道府県暴力追放センターとの連携強化

全国暴力追放センター会議及び九州ブロック会議等に出席し、都道府県暴力追放センターとの積極的な情報交換を行うなど連携強化を図り、事業活動に反映させる。

③ 暴力団の加入強要及び暴力団離脱希望者等の実態調査

暴力相談及び一般情報の掘り下げを行い、少年に対する暴力団への勧誘や加入強要、離脱妨害及び暴力団離脱希望者の実態を把握するとともに、警察及び関係機関と連携し早期解決を図る。

④ 暴力追放推進員の効果的運用

センターが委嘱する暴力追放推進員については、警察署及び各地区暴力追放協議会と連携し、暴力団排除条例の基本理念である「暴力団追放3無い運動プラス1」の実践に向けた啓発を積極的に行わせるなど、効果的な運用を図る。

(6) 不当要求防止責任者講習等事業

① 責任者講習

暴力団対策法に基づき宮崎県公安委員会の委託を受けて、警察署単位で選任されている事業所の不当要求防止責任者に対して、不当要求被害防止のための責任者講習を計画的に実施する。

ア 年間30回実施予定

イ 各種教材、資料等の提供

ウ 民暴弁護士等による不当要求防止対策等に関する講話の実施

② 広報啓発活動

事業所における不当要求防止責任者の選任拡大を図るため、テレビ及びラジオ等による広報啓発活動を実施する。